

## 《論説》

## 日本における不払残業時間の実証的研究について

— 先行研究と今後の検討課題 —

水野谷 武 志

## 1. はじめに

本稿の目的は、第1に、不払残業問題に関する実証的な先行研究の到達点を確認し、第2に、この問題における理論的検討の主な論点を先行研究から簡単にまとめた上で、今後の実証的研究における残された課題を示すことである。ここで不払残業とはいわゆるサービス残業のことで、早出、居残り残業、持ち帰り残業などの所定内労働時間（就業規則に定めてある休憩時間を除いた始業から終業までの時間）を超えて働いた部分のうちで正当な残業手当が支払われていない残業労働のことをいう。本稿では、サービス残業という言葉が使用されている文献を引用するとき以外はなるべく不払残業という言葉で統一することにしたい。

日本の長時間労働およびそれに伴う過労死・過労自殺の問題は、バブル景気で国際的にも突出した経済規模を獲得する一方で国民が生活の豊かさを実感できないでいた1980年代後半から議論されてきたが、1990年代の経済不況をはきんで、この問題の解決は21世紀に持ち越された。2003年6月11日に厚生労働省から発表された調査報告書「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況」によると、過労死の労災認定件数は2002年度に過去最高の160件に達した<sup>1</sup>。そして過労死・過労自殺を引き起こす日本の長時間労働を構成する大きな要素の1つが不払

残業時間であることは周知の事実であるが、これについても未解決のままである。不払残業および長時間労働の是正に向けた行政機関の動きとしては、2001年4月6日の厚生労働省通達「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」や、2002年2月12日の労働基準局長通達「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」などがあった。しかしその成果は必ずしも芳しくなく、労働基準監督署によるサービス残業是正指導件数は2002年に過去最高にのぼり、また2003年には、大手企業の「武富士」や「中部電力」で大規模な不払残業分賃金未払いとその支払が発表された。このような現役労働者の中で働き過ぎの傾向がある一方で、特に若年層で深刻な失業問題が現代の日本社会では共存している。また、このような厳しい雇用情勢を反映してか、現役労働者の中でも短時間労働者と長時間労働者が増加する労働時間の二極化が進行している可能性が示唆され（水野谷2004）、賃金・労働時間法制度の規制緩和や非正規雇用の増加によって現役労働者の間に雇用不安が広がっている。現役労働者の不払残業時間や雇用不安を減らして、ILOが21世紀の課題として掲げているディーセントワーク（decent work）：「権利が保護され、十分な収入を生

1 最新の2003年度における労災認定件数は157件で、依然として高い水準にある。

み、適切な社会保護を供与された生産的な労働」を日本社会全体としてどのように作り出して分かち合うことができるのか。これはグローバル経済化の中で日本社会が直面している大きな課題でもある。

このような重要な社会的課題にかかわる不払残業時間に関する研究は決して十分に行われているわけではない。研究の出発点として、統計による分析や実態調査による研究が有効であると考えられるが、そのような実証的研究は少ないし、調査方法自体も定まったものがあるわけではない。本稿は、不払残業時間に関する先行研究をまとめることによって、不払残業時間および労働時間問題研究のより一層の発展を目指すための一作業としたい。

## 2. 不払残業時間における実証的先行研究の到達点

### 2.1 不払残業時間と労働時間統計

日本における労働時間の実態を把握する上で、日本全国を調査対象とし大規模かつ継続的な調査にもとづいて生産される政府統計の利用は欠かせない。代表的な労働時間統計には、厚生労働省が毎月実施する「毎月勤労統計調査」<sup>2</sup>(以下「毎勤」)と総務省統計局が毎月実施する「労働力調査」<sup>3</sup>(以下「労調」)

がある<sup>4</sup>。「毎勤」は事業所が申告する事業所調査による統計である一方で、「労調」は個人が申告する世帯調査による統計であるのが大きな違いである。また「毎勤」は月間労働時間を、「労調」は週間労働時間(正確には月末1週間の労働時間)を調査している。近年では、「毎勤」の労働時間統計には事業所申告であるために不払残業時間がふくまれえず、労働者が実際に働いている時間から乖離している問題が指摘され、それに代わって、個人が申告した「労調」の労働時間統計の方がより実態に近いことが一般的な理解となってきた。

不払残業時間の存在については、研究者の間ではもちろんのこと、広く一般大衆の常識として日本では古くから認識されていた。それは労働時間を専門とする数少ない研究者の1人である藤本武による指摘にもみられる(藤本1963)。藤本は、「サービス労働」という言葉を使い、それが戦後長い間の慣行であり、戦後の労働組合運動によって減少したものの、小工場や組合がない工場では依然として「サービス労働」が多くあると指摘している(藤本1963, pp.82-83)。ただし、「サービス労働」の指摘でとどまり、それがどれくらいの規模なのか数量的に把握しようとはしておらず、さらに、藤本の一連の研究では、労働時間統計として「毎勤」が主に利用されている。藤本に限らず、多くの研究者および政府関係機関は、不払残業問題を多かれ少なかれ認識しながらも、「毎勤」の労働時間統計を多く利用してきた。最近ではこれが見直され、労働時間統計として「毎勤」だけでなく「労調」の利用が必須となってきた。しかし、

2 賃金、労働時間、雇用の変動を明らかにすることを目的に、常用労働者5人以上の約1900万事業所(1996年および1999年の「事業所・企業統計調査」)を対象として、そこから抽出した約3万3千事業所を調べる標本調査である。この他に、常用労働者5人未満の零細事業所を対象として年1回実施される「毎月勤労統計特別調査」がある。

3 就業および不就業の状態を明らかにすることを目的に、日本に在住する全人口を対象として、そこから抽出した約4万世帯を調べる標本調査である。なお、2002年1月調査からは、就業及び不就業の状態を詳細に調査するために年1~2回実施されてきた「労働力調査特別調査」と統合された。

4 労働時間に関するこの他の政府統計として、総務省統計局「就業構造基本統計調査」、厚生労働省「就労条件総合調査」(旧「賃金労働時間制度等総合調査」)、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省統計局「社会生活基本調査」などがある。

不払残業時間がふくまれない「毎勤」だけに依拠した労働時間の把握が依然として存在している。特にここで問題にしたいのは、国民および国際社会への影響が大きい政府関係機関の労働時間に対する認識である。日本政府が1980年代後半から策定してきた経済運営計画の中でうたわれてきた年間1800労働時間への短縮目標や、各省庁が発行する白書類(特に関係するのは『厚生労働白書』)における労働時間の実態把握については、「毎勤」だけが使われている。さらに問題であるのは、国際労働機関(ILO)の編集する国際労働統計<sup>5</sup>に報告される日本の統計が「毎勤」にもとづいていることである。不払残業時間をふくまない実際の労働時間よりも過小な「毎勤」を利用した労働時間の把握は、日本国民および国際社会に向けても、日本の労働実態を見誤らせかねない。

過労死・過労自殺問題について精力的に活動している弁護士の人である川人博の言葉を借りれば、研究者が「毎勤」を利用して日本の労働時間を認識することは、医者が高熱の患者を平熱と認識(誤診)するのに等しい(川人1992, pp.154-155)。筆者をふくむ研究者側および政府関係機関はこの言葉をもっと重く受け止めるべきである。

## 2.2 政府統計による不払残業時間の推計

「毎勤」の労働時間統計に不払残業時間がふくまれないという批判から一歩進めて、

「労調」から「毎勤」の労働時間統計を差し引きすることで、不払残業時間を積極的に推計する研究が1990年代に入って見られるようになった。その先駆けが小野(1991)であった。小野は、「労調」と「毎勤」の労働時間を1990年6月分の統計において比べ、「労調」に対する「毎勤」の倍率を非農林業において約1.1倍と算出し、「毎勤」から計算された年間労働時間にこの1.1を掛け合わせた値が実際に働いた労働時間であるとした。森岡(1995)は、一般労働者(フルタイム労働者)の年間実労働時間について「毎勤」と「労調」から推計し、1993年では年間441時間が不払残業時間であると指摘した。また、労働時間統計として「毎勤」をそれまで主に使ってきた政府関係機関からも不払残業時間についての指摘が見られるようになった(経済企画庁国民生活局1991, 通商産業省産業政策局1992)。特に、経済企画庁経済研究所が編集する雑誌『経済研究』第133号(1994年1月)では、「毎勤」や「労調」をはじめ、民間研究所や労働組合による各種統計資料を駆使して労働時間、および勤労者の立場から見た幅広い労働問題(健康状態、過労死、労災補償、医学的見地から労働負担、等)の実態を分析した同研究所研究員の徳永の研究が注目された(徳永1994)。そこでは「労調」と「毎勤」から計算した年間総労働時間と両統計の差を1955年から1992年まで図示したり、1992年については同様の比較を産業別に分析したりして参考になる。最近では、水野谷(2001)が、「労調」と「毎勤」から推計した日本の不払残業時間を、1993年データにおいて、ドイツ、イギリス、アメリカ合衆国、カナダの不払残業時間統計(ただしアメリカ合衆国については基本的に日本と同様の方式による推計値)と比較した研究がある。

5 ILOが1999年から刊行し始めた労働統計の国際比較統計書である*Key Indicators of the Labour Market* (KILM)にもとづいて米国の年間労働時間が日本よりも長くなったことがこれまでメディアで取り上げられてきた(米国では、*The New York Times*, Sep. 1, 2001, *The Washington Post*, Sep. 4, 2001, 日本では、『日本経済新聞』2001年9月7日、『赤旗』2001年9月6日を参照)。しかし、ILOが日本のデータに使用しているのは「毎勤」なので、この比較は不適切である。

### 2.3 2002年の不払残業時間の推計値と推計における問題点

これまでみてきた不払残業時間の推計方法を参考に、現時点で最新(2002年)の年間不払残業時間を産業別に推計したのが表1である。ここから読み取りうるのは、第1に、産業によって不払残業時間の差が大きいこと、第2に、女性にくらべて男性の不払残業時間が長いこと、第3に、男性の中では、「卸売・小売業、飲食店」と「金融・保険業」が長く、「鉱業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「製造業」が短いこと、第4に、女性では「卸売・小売業、飲食店」、「金融・保険業」が長く、「不動産業」、「建設業」、「鉱業」が短いこと、等である。これらの点についてその背景や原因については、後述する推計における問題点が多く存在することから、容易には述べる事が出来ないが、いくつかは類推できよう。第1点目については、産業に

よって働き方が異なることが当然考えられよう。第2点目については、女性に比べて男性の総労働時間自体が長く、また正規労働者の占める割合も高いことから、男性の方が不払残業時間は長くなる。第3点目については、「金融・保険業」における不払残業時間の多さはこれまで多く指摘されてきている(例えば川人1991, pp.99-100や森岡1995)。「電気・ガス・熱供給・水道業」で不払残業時間が少ないのは、この産業では労働組合のある比較的規模の大きな企業が多く、また総労働時間自体が短いためであろう。第4点目については、いろいろ推測はできるが推計上の問題とも大きく関わるのでここでは控えたい。また女性の「不動産業」で推計値が非常に短くなっている理由は不明である。

ここで推計した2002年の値も先行研究でみてきた不払残業時間もあくまでも推計値であり、しかも、調査方法や目的の全く違う2

表1 主な産業別雇用者の平均年間労働時間および不払残業時間推計値—2002年

	労働力調査		毎月勤労統計調査						不払残業時間推計値			
			総実労働時間 (所定内+所定外)				所定内労働時間				所定外労働時間	
			a)	b)	c)	d)	男性	女性			男性	女性
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
鉱業	2362	2044	2077	1913	1934	1859	143	54	285	131		
建設業	2498	1914	2076	1784	1945	1740	131	44	422	129		
製造業	2419	1950	2053	1740	1852	1662	202	78	366	210		
電気・ガス・熱供給・水道業	2169	1908	1872	1710	1728	1651	144	59	297	198		
運輸・通信業	2571	1846	2124	1625	1868	1531	256	94	447	221		
卸売・小売業、飲食店	2529	1716	1874	1402	1786	1367	89	35	655	314		
金融・保険業	2539	1987	1891	1704	1764	1622	127	82	648	283		
不動産業	2435	1716	1991	1697	1865	1621	126	76	444	19		
サービス業	2362	1893	1897	1648	1766	1589	131	59	465	245		

注：労働力調査による平均年間労働時間は、非農林業雇用者の週間就業時間を52.1(365/7)倍して計算した。毎月勤労統計調査の年間労働時間は、事業所規模5人以上、調査産業計の常用労働者一人平均月間労働時間数を12倍した。

出所：総務省統計局「労働力調査」2001年調査結果、厚生労働省「毎月勤労統計調査」2001年調査結果。データは以下の各省のウェブサイトから入手した：

総務省統計局：<http://www.stat.go.jp/data/roudou/2.htm>

厚生労働省：[http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/indexkr\\_1\\_4.html](http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/indexkr_1_4.html)

表2 「毎勤」と「労調」による労働時間を比較する際の注意点

	調査方法における留意点	実際の労働時間（全雇用者平均）よりも過大／過小である可能性
「毎勤」 ・労働時間定義＝事業者が申告する実労働時間＝支払のあった労働時間 ・労働者定義＝常用労働者	①労働時間の短い公務員がふくまれない	過大（公務員の労働時間は一般に、他の産業に比べて短いため）
	②労働時間の長い5人以下規模の事業所がふくまれない	過小（小零細事業所の労働時間は一般に、中大規模事業所に比べて長い）
「労調」 ・労働時間定義＝世帯員が申告する実労働時間 ・「毎勤」に合わせて、労働者定義＝雇用者とした場合	③調査期間が月末1週間で繁忙期である	過大
	④副業をふくむ	過大（仕事あたりの労働時間で見た場合には過大）
	⑤調査期間に祝祭日がふくまれる月がある	過小
	⑥調査期間に年休や欠勤日数がふくまれる可能性がある	過小
	⑦個人による回答が不正確な記憶にもとづいている	過大／過小は不明
	⑧標本数が比較的少ない（約10万人）	過大／過小は不明

つの統計を単純に差し引いた数字であるという点で、この2つの統計の調査方法の違いについてよく吟味しておかなければならない。先行研究の中でも指摘されている部分が多いが、ここでは考えられる問題点を改めて整理してみたい。

表2は、2つの統計の調査方法について注意すべき点をまとめたものである。②（表2中の通し番号、以下①、③～⑧も同様）については、世帯調査である「労調」では回答する世帯員には小零細である5人未満規模の事業所で働く労働者が含まれる。小零細事業所はそれより大きい規模の事業所よりも労働時間が長いと考えられるので、小零細事業所をふくまない「毎勤」の労働時間は全事業所規模の労働時間よりも短めに出るはずである。③については「労調」の調査期間が月末1週間なので、業種によっては通常週よりも繁忙期で労働時間が長めに出る可能性がある。④については、「労調」の労働時間には副業もふくめたすべての労働時間が回答されている。⑤と⑥は他の休んだ日をふくまない週の労働

時間に比べて過小になってしまう。⑦と⑧については統計の正確性を見極めるうえで重要な問題であり、したがって不払残業時間推計値に与える影響も重大である。しかし具体的にどのような影響を与えうるかは現時点では不明であり、今後の研究課題として残されている<sup>6</sup>。この他に注意すべき点は、①「毎勤」には労働時間が相対的に短いと考えられる公務員がふくまれていないこと（ただし、産業別で不払残業時間を推計すればこの問題はひとまず回避される）、両統計には正規雇用者とパート労働者を中心とする非正規雇用者が区別されていないこと（正規雇用者の方が不払残業時間は長いと予想される）、である。

6 米国では、日本の「労調」に類似の調査（current population survey）で申告される労働時間が申告者の不正確な記憶にもとづいているために、しばしば実際に働いた労働時間よりも過大に申告されうることを、生活時間調査による労働時間データとの比較によってすでに主張されている。この主張については論争が続いている。Mizunoya (2001)、三富 (2003) を参照。

以上のように「労調」と「毎勤」による労働時間には、実際の労働時間よりも過小あるいは過大となりうる多くの要因があるので、「毎勤」と「労調」の差によって計算される不払残業時間推計値が過大あるいは過小であるかは一概に判断できない。したがって、相当な幅を持ってこの推計値を利用しなければならないだろう。しかし重大な社会問題である不払残業時間についての政府統計が現時点で存在しない以上、2つの調査統計の定義、つまり表2であげた①から⑧の点について可能な限り調整させて推計する試みはしばらくは積極的に評価されるべきと筆者は考える。とはいえやはり推計に頼るのではなく、実際に不払残業時間を組織的・継続的に調査することが、この不払残業問題、またそれはとりもなおさず長時間労働問題を正確に把握しその改善を探るために必要であることは言うまでもない。

## 2.4 労働組合・研究所などの不払残業調査・研究

政府統計に頼ることなく、労働組合や研究所は小規模調査ながら不払残業時間を調べてきた。筆者が知る限りでのこれまでの調査研究の概要を一覧表にしたのが表3である。この表から注目される点は、第1に、労働者1人平均の不払残業時間はおおよそ月間10～20時間で、男性の方が女性よりも長い、第2に、労働者の中で不払残業労働を行う頻度(全くしない労働者から頻繁にする労働者まで様々)が異なること、したがって第3に、不払残業労働を行った労働者だけの集計値で見ると全労働者1人平均値よりもかなり長くなること、第4に、パートタイム労働者にも不払残業時間が少なからず存在し、パートタイム労働者の多数を占める女性の不払残業労働頻度が男性よりも上回っていること、である。表では示さなかったが、連合の調査研究では、職種別に不払残業時間を集計しており、

それを見ると、比較的短いのは生産労働者、長いのは営業・販売・サービス労働者や事務労働者や専門・技術労働者である。

## 2.5 2000年世田谷生活時間調査による不払残業時間と生活時間<sup>7</sup>

この生活時間調査は、東京都世田谷区在住の雇用労働者夫妻<sup>8</sup>を調査対象とし、公募によって調査協力者を募り、146組の調査協力夫妻(有効回答129組、有効回答率88%)に対して実施された。調査期間は2000年10月1日から31日までである。この調査は、夫妻共通の基礎的な属性について尋ねる世帯調査票、生活時間調査票(平日と休日の各1日=24時間の行動を夫と妻それぞれが記入)、生活に関連する諸問題についての付帯調査票(環境、家事・育児・介護、社会的活動、労働時間、定年後の地域社会とのかかわり、について夫と妻それぞれが記入)、から構成される。なお、この生活時間調査は、伊藤セツ、天野寛子、大竹美登利を中心とした家政学グループによって1975年から5年毎に東京都内で実施されてきた調査研究の一環であり、筆者は1995年と2000年に東京都世田谷区で実施された調査に参加した。

7 この生活時間調査結果にもとづく不払残業時間研究については、社会政策学会第100回大会(2001年5月25-26日、中央大学)ですでに報告している(報告タイトル:生活時間調査による収入労働時間および不払い労働時間の実態へのアプローチ—世田谷1995, 2000年調査より)。本稿では新たに、1組の調査協力夫妻を事例として紹介する。2000年調査の生活時間に関する調査方法および主要な調査結果については水野谷他(2002)を参照。

8 夫と妻の組による調査によってこそ生活時間におけるジェンダー関係の矛盾が捉えられるとの観点から、①夫がフルタイム雇用者で妻もフルタイム雇用者、②夫がフルタイム雇用者で妻がパートタイム雇用者、③夫がフルタイム雇用者で妻が無業者、という3つの型が典型的な雇用労働者夫妻として設定されている。

表3 主な不払残業調査研究の概要

調査機関	調査対象・方法	調査期間
連合総合生活開発研究所	連合の624労働組合, 5125組合員。有効回答413組合, 3433組合員。	1990年11-12月
全労働省労働組合	18組合支部の取組みによるアンケート調査。2384人の調査票を回収。	1990年11月-1991年3月
リクルートリサーチ	首都圏50kmに在住する20-49歳の民間企業・官公庁勤部の男性3054人。エリアサンプリングによる訪問留置法。	1992年11月9-24日
大東京火災	東京・名古屋・大阪に居住する20-59歳の既婚男性雇用者。有効回収1000名。エリアサンプリングによる自記式留置法。	1990年1月31日-2月20日
伊藤セツ, 天野寛子ら	東京都世田谷在住のフルタイム共働き夫妻79カップル。調査協力者を公募した上で、郵送調査。	1995年10月16日-11月4日
伊藤セツ, 天野寛子ら	東京都世田谷区在住の常勤の夫115人, 常勤の妻37人。調査協力者を公募した上で郵送調査。	2000年10月1-31日
新日本婦人の会	会員およびその家族等。有効回答数は47都道府県の2853人。	2000年9月1-30日
連合	連合組合員。単組および地方連合会による調査票の配布・回収。有効回収調査票数25029(有効回収数56.9%)。	1998年6月
連合	連合組合員。単組および地方連合会による調査票の配布・回収。有効回収調査票数25364(有効回収数57.6%)。	2000年6月
連合	連合組合員。単組および地方連合会による調査票の配布・回収。有効回収調査票数23260(有効回収率53.0%)。	2002年6月
連合総合生活開発研究所	(株)インテージの調査モニターの首都圏, 中京圏, 関西圏に在住する正規雇用者1003名を抽出。有効回答数735名。	2001年11月
全国労働組合総連合 パート・臨時労組連 絡会	パート・臨時・非常勤・派遣等の組合員およびその同僚・友人など。有効回答数(回収率)は組合員6369(43.9%), 組合未加入者7963(13.3%)。	2001年11月-2002年3月末

\*森岡孝二(1995), 130頁参照。

注: この表の上から4つ目までの調査は, 森岡(1995)pp.129-136で紹介された。残りの調査は筆者が付け加えた。

表3 主な不払残業調査研究の概要(つづき)

主要な調査結果	報告書
月間平均残業時間(支払および不払)は28.8時間。森岡(1995)*は、この値と「毎勤」の所定外労働時間(13.3時間)の差から不払残業時間を15.5時間と推計した。	連合総合生活開発研究所(1991.3)『所定外労働時間の削減に関する調査研究報告書(労働省平成2年委託調査)』
月間サービス残業時間は、10時間未満が男性44.2%、女性35.7%、10-20時間が男性22.6%、女性20.2%。	全労働省労働組合(1990)『資料 全労働』No.234(第20回労働行政研究活動推進要綱)pp.83-94、全労働省労働組合(1992)『資料 全労働』No.242(第20回労働行政研究中央報告)pp.178-211
不払残業時間を含む月間平均残業時間は31.2時間。	リクルートリサーチ(1993)『首都圏ビジネスマンの転職実態調査1992』
不払残業時間を含む月間平均残業時間は30.5時間。	大東京火災(1992)『東京・大阪・名古屋のサラリーマン100人に聞く 現代ビジネスマンの「ゆとりの実感」』
週間平均不払残業時間は、夫6時間、妻1時間。	伊藤セツ・天野寛子・李基栄(2001)『生活時間と生活意識—東京・ソウルのサラリーマン夫妻の調査から』光生館
週間平均不払残業時間が、夫6時間40分、妻2時間。	水野谷武志(2001.5.26)「生活時間調査による収入労働時間および不払労働時間の実態へのアプローチ—世田谷1995,2000年調査より」(社会政策学会第102回大会発表配布資料)
月間平均不払残業時間の分布は、10時間未満が45.6%、10-30時間が25.6%、30-100時間が29.7%。	新日本婦人の会(2001)「私の、家族の9月のサービス残業いっせい調査の結果について」『女性&運動』4月号, pp.50-58
1998年6月の平均サービス残業時間(およびサービス残業を1時間以上した人の平均時間)は、男性11.1(29.3)時間、女性7.0(20.0)時間。	連合(1999)『れんごう政策資料』No.115(2002年連合生活アンケート調査報告)
月平均のサービス残業の有無について、「頻繁にしている」18.9%、「月の半分くらい」4.7%、「たまにはしている」30.1%、「ほとんどしていない」40.2%、「わからない」3.9%、「N.A.」2.3%。	連合(2001)『れんごう政策資料』No.130(2002年連合生活アンケート調査報告)
2002年6月の平均サービス残業時間(およびサービス残業を1時間以上した人の平均時間)は、男性9(30.5)時間、女性5.4(20.5)時間。	連合(2003)『れんごう政策資料』No.143(2002年連合生活アンケート調査報告)
平日1日の平均実労働時間は、男性9時間28分、女性8時間7分、うち賃金の支払対象とならなかった時間は、男性1時間11分、女性33分。	連合総合生活開発研究所(2002.3)『「働き方の多様化と労働時間等の実態」に関する調査研究報告書(厚生労働省平成13年度委託調査)』
サービス残業について、女性は「よくしている」13.7%、「時々」23.8%、「まれに」17.9%、「しない」37.8%、「N.A.」6.7%。男性はそれぞれ、13.1%、17.2%、11.9%、49.0%、8.8%。	全国労働組合総連合パート・臨時労組連絡会(2002.10)『パート・臨時などではたらくみんなの実態アンケート調査報告書』

不払残業時間は、付帯調査票の労働時間に関する箇所では、1日の所定内労働時間、所定外労働時間、不払残業時間の3種類を1週間＝7日間にわたって時間帯別調査票に記入してもらった。1週間の不払残業時間をふくめた労働時間についてのこのような形式による調査は、日によって異なる働き方の様子を捉えられる点でユニークである<sup>9</sup>。加えて、不払残業時間の調査票は、生活時間調査票と一緒に回答されるので、同一調査協力夫妻の不払残業時間調査データと生活時間調査データをつなげてその関係を検討することができる。これも他の調査研究にはない特徴である。このような独自性のある調査方法にもとづいて、不払残業時間に関する調査結果を事例と平均値の両面から紹介・検討したい。

**調査結果—事例** (表4および添付資料1～4)：不払残業時間に関する調査票および生活時間の調査票の具体的なイメージを示すこともふくめて、本稿の最後に調査協力夫妻のうち例として1組(世帯番号33)の回答を添付資料として掲げ、この事例を通して不払残業時間をふくめた1週間の収入労働時間の様子と1日の生活時間との関連について検討したい<sup>10</sup>。この夫妻の基本的な属性は表4

のとおりである。夫の特徴について、1週間の収入労働時間(添付資料1)では、午後6時以降サービス残業となっていること、曜日によって労働時間の終了時間が異なること、生活時間(添付資料2)では、「勤務」以外ではまとまった行動がまったく取れていないこと、したがって、妻や子供と一緒に過ごす時間がほとんどないこと、それでも朝にはほんの少しだが「食事の準備、後片付け」や「育児」(保育園送り)をしていること、全体的に行動の種類が妻にくらべて少ないこと、があげられる。一方の妻の特徴について、1週間の収入労働時間(添付資料3)では、夫とは対照的に月～金曜までいわゆる9時5時の規則正しい勤務であること、不払をふくめた残業がまったくないこと、生活時間(添付資料4)では、朝は夫よりも1時間早く起きて、家事と育児をこなしていること、夕方と同様に家事と育児を一手に引き受けていること、全体的に行動の種類が夫にくらべて多様なこと、があげられる。

**調査結果—平均** (表5参照)：表5は、全ての調査協力夫妻について、妻の就業形態別に3種類の収入労働時間を平均値でみたものである。夫は計50時間前後の収入労働をして

表4 世帯番号33の夫妻の基本的な属性

	年齢	学歴	職業	2000年9月の収入	家族形態	子供	住居形態
夫	44	専門学校・短大	専門職・技術職	35-50万円	核家族	長男11歳 小学校, 次男6歳 保育園	一戸建て 持ち家
妻	39	専門学校・短大	専門職・技術職	35-50万円			

出所：2000年世田谷生活時間調査

9 学校教員の1週間の生活時間を調査した鷲谷(2000)の研究は、調査方法論のユニークさにおいて注目に値する。

10 生活時間調査(平日と休日の各1日)と不払残業時間に関する調査(1週間)のそれぞれの回答日および週は、調査期間中(10月1日～31日)から調査協力夫妻に自由に選んでもらった。したがって夫妻(共働き夫妻)によっては不払残業時

間に関する調査回答週が夫妻で異なる場合や、不払残業時間に関する調査回答週に生活時間の回答日が含まれない夫妻がいる。ここで例として選んだ世帯番号33の夫妻は、①ともに常勤で働く夫妻、②不払残業時間に関する調査回答週が夫妻で一致している、③不払残業時間に関する調査の調査回答週の中に生活時間調査の回答日がふくまれる夫妻、という条件にあてはまる夫妻から試み的に選んだものである。

表5 所定内, 所定外, 不払残業時間別週平均労働時間—2000年調査 (時.分)

	夫妻 (N)	所定内	所定外	不払残業		合計
				職場で	自宅で	
妻常勤世帯	夫 (35)	38.44	4.45	6.41	0.23	50.34
	妻 (37)	41.13	2.35	1.35	0.23	45.45
妻パート世帯	夫 (32)	41.36	6.34	2.49	1.08	52.06
	妻 (33)	21.03	1.35	0.05	0.00	22.42
妻無職世帯	夫 (48)	41.31	3.13	3.15	0.23	48.22
	妻 (48)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

出所：2000年世田谷生活時間調査

おり、所定外労働と不払残業をそれぞれ3～7時間している。常勤の妻は、夫より5時間短い46時間弱働いている。

以上、世田谷調査における不払残業時間の事例と平均値から、政府統計による推計値や組合調査などの結果をふくむ不払残業時間の平均値は、時間帯や長さが個人によってかつ働く日によって異なる多様な事例の平均であることに気づかされる。したがって、平均値による検討とあわせて、研究目的にあう属性を備えた個々の事例についても検討することが有効である。また、生活時間との関係では共働き夫妻の場合、夫の長い不払残業時間（つまり長時間労働）が、夫妻の生活時間のバランスを崩していること（夫自身の労働時間以外の行動種類の貧弱さ、妻の一方的な家事・育児負担、家族が揃う時間の欠如など）がわかった。

## 2.6 小括

これまで見てきた1990年代から2000年代前半までの不払残業時間における先行研究から、日本社会全体のおおよその不払残業時間の規模は、業種によってだいぶ異なるが、男性雇用者1人平均で年間200～600時間、月間10時間程度、女性雇用者1人平均で年間100から300時間、月間5時間程度であろうか。しかしこれはあくまでも雇用者1人平均の値であり、雇用者の中には全く不払残業労

働をしていない者も3～4割程度（表3による）存在する可能性がある。したがって、不払残業労働をしている労働者だけで平均をとれば不払残業時間ももっと長くなる。また、正規雇用者よりも賃金や雇用期間などで労働条件の劣るパートタイム労働者にも不払残業時間（男性よりも女性に多い）が存在することが新たな事実としても問題の深刻さとしても注目される。ただし、これら先行研究は推計や小規模調査にもとづいているので、それら数値は慎重に利用されなければならない。また、世田谷生活時間調査から言えることは、各労働者の不払残業をふくめた労働時間の長さや時間帯は日によって異なり、これが当人だけではなくその家族の日々の生活時間にも影響を与えているということであった。

## 3. 不払残業時間の実証的研究における今後の検討課題

以上の先行研究からわかるように、不払残業時間をめぐっては統計による分析や調査研究が断片的にしか行われていない。この最後の節では、実証的な研究における今後の課題を試み的に考える。その前にまず、実証的研究をさらに進めあるいは新たな調査研究を実施する上で、不払残業問題を理論的に押さえておくことも必要なので、先行研究からその論点を簡単にまとめておく。

### 3.1 不払残業問題の理論的検討 — 先行研究からのまとめ

不払残業問題の深刻さと日本社会での広がりとは対照的に、この問題発生についての構造や背景・原因およびその歴史的検討をふくめたより体系的で理論的な研究は筆者の知る限りほとんどない。そこで理論的研究について参考になる部分が多い本多・森岡編(1993)を中心に<sup>11</sup>、以下でその論点を簡単に紹介した後、筆者の考えを若干示す。

**3.1.1 不払残業発生の原因について** (本多・森岡編 1993, pp.60-65。以下、括弧内の頁数は本多・森岡編 1993 を指す)：森岡によれば、サービス残業の受容と強要のメカニズムは、①残業規制を欠いた労働基準法、②残業規制に非力な労働組合、③長時間残業の恒常化とサービス残業、④ホワイトカラーの増大、⑤サービス残業を強いるノルマ経営、⑥ずさんな労働時間管理、⑦日本の福祉制度が生む会社人間、⑧軽んじられている自由時間・余暇時間の価値、である。

また、川人によれば、サービス残業には3類型-(I)上司の命令にもとづいて残業しても賃金請求しない、(II)命令もなく残業して賃金請求もしない、(III)管理職による残業一があり、最も典型的なのは(II)であるという(pp.183-184)。さらに、サービス残業発生の直接的要因として会社の財政上の理由=残業予算枠を指摘し(pp.184-185)、サービス残業の背景として、①成果の見えにくいホワイトカラー労働の性質が残業代を請求しない方向に影響を与えている、②仕事場が固定されないことによるサービス残業意識の希薄化、③経済の国際化(世界中の為替市場を利用することによる為替取引の24時間化を例に挙げている)によるサービス残業の広がり、を指摘する(pp.187-192)。最後に、現代の経済・労働状況は労働基準法が制定さ

れた時期(一箇所一斉労働が典型的であった工場労働が前提)とは大きく変化したので、この諸変化にそくした政策の提起が必要であると述べる(pp.192-193)。

**3.1.2 賃金・労働時間制度の柔軟化と不払残業・長時間労働** (pp.73-80)：本多によれば、不払残業を誘発する賃金制度として、①出来高給、②年俸制、③管理職手当、があげられている。①と②については、より高い出来高や成果を達成するために労働者を自発的に長時間働かせる圧力があり、不払残業を生み出すとする。③については、所定外労働時間の多寡に関わらず一律の管理職手当(一般には係長・課長以上)のみ支払われることによる管理監督労働者の不払残業の発生である。たしかに労基法上の管理監督者であれば労働時間や休憩・休息に関する規定は適用されないが、問題は「管理監督者」の範囲であると指摘する。管理監督者についての司法解釈を引用した上で、一定額の管理職手当でしか受けていない課長クラス以下の中間・下級管理職者は司法解釈上の管理監督者とは言えないので、時間外労働をした場合には残業手当を支給しなければならないとする。

次に本多は、不払残業を誘発する労働時間制度として、①労働時間の弾力化(変形労働時間制、フレックスタイム制)、②みなし労働時間制(事業場外労働、裁量労働、研修・接待など)、をあげる。①の制度が導入されると従来の定時型労働時間制にくらべて時間外労働の把握が複雑化するために、労働者自身による無自覚的な不払残業の発生あるいはそれを見越した経営者側による意識的な不払残業の利用があると指摘する。②については、実際に働く時間にくらべてみなし制度上で通常必要とされる労働時間(つまり実際に支払われる賃金)は低く抑えられる傾向にあるとし、みなし時間を越えた部分が不払残業に相当する。しかし一方で、みなし制度上それは残業時間とはならず、したがって統計上にも

11 最近では戸木田(2003)も参考になる。

あらわれないと指摘する。

最後に、中丸(2003)によってごく最近の裁量労働制の適用範囲拡大の問題が指摘されていることを紹介したい。2004年1月から施行された改正労働基準法によって企画業務型裁量労働制の規制が緩和された。緩和の内容は、企画業務の範囲拡大と使用者の手続きの簡素化である。これはホワイトカラー労働者への全面的適用への布石であり、不払残業時間の合法化と裁量労働制を口実とした不払残業時間の拡大であると指摘する。

**3.1.3 小括：**以上でごく簡単にみてきた先行研究の論点から明らかなことは、職場の労働慣行や細かな賃金・労働時間制度に関わるより具体的で実践的な問題から、グローバル経済と関わるより大きな視点まで、不払残業については多様な問題が関わっているということである。森岡、本多、川人が主張するそれぞれの主張は引き続き吟味され、大小様々な論点は整理される必要があるだろう。その際に当然考えなければならない1つの視点は、不払残業をふくむ長時間労働や過労死が広くそして深く社会問題化する1980年代後半以来、日本の社会・経済に起こっている大きな変化との関わりである。1985年のプラザ合意以降の円高不況を契機とする減量経営、生産拠点の海外移転と国内産業の空洞化、バブル経済とその崩壊をはさんで1990年代以降の長引く景気低迷の中で、情報通信技術革命による経済のグローバル化が加速する一方で、企業による事業内容の再構築、正規雇用の抑制と非正規雇用の増加、失業問題と雇用不安の増大、等々の日本および世界経済における大変化と時を同じくして不払残業問題および長時間労働・過労死問題が顕在化してきているのは単なる偶然ではない。不払残業問題に関わるこの間の一連の労働時間法制における規制緩和の動きもこのような大きな変化の中で進行していると考えらるべきであろう。

以上簡単ではあったがまとめてきた不払残

業をめぐる理論的な諸問題を念頭に置いた上で、実証的な研究には今後どのような課題があるのか。最後にこの点について指摘したい。

### 3.2 不払残業時間の統計による分析および調査研究における今後の課題

第1に、不払残業時間の測定の問題である。①不払残業問題を誘発しやすい労働時間制度(変形労働時間制や裁量労働制など)や賃金制度(年俸制や管理職手当など)の下に置かれた労働者における働き方の実態把握が必要であろう。このような労働者の働き方を調べる統計データは少ないが、研究機関による小規模調査研究が参考になる(連合総研2001, 社会経済生産性本部社会労働部編2003)。②不払残業時間の線引きが単純にできないような労働時間に準ずるような活動の増加である。企業の労働者に対する教育・訓練費用の抑制とも関わって、自己啓発(英会話や各種資格取得の勉強などがその例)と称してそこに多くの時間が費やされている。また、今日におけるホワイトカラー労働者やサービス産業労働者などの増加によって、従来のような一箇所一斉労働(典型的には工場での生産労働)といった形態をとらない働き方が増えることによって、労働時間の線引きは単純でない場合が多くなった。このような労働時間を不払残業との関係でどう見るかは難しい問題である。③政府統計による不払残業時間の推計方法にもさらに検討の余地が残されている。前の点と関わっては、個人に対する調査である「労調」で回答される労働時間にも労働時間であるかどうかの判断が単純にはできない時間が含まれるので、注意が必要である。また、不払残業時間についての全国的な調査が存在しない以上、「毎勤」と「労調」の調査方法の違いを可能な限り調整した上での不払残業時間の推計を追及する必要がある。④世田谷生活時間調査で明らかに

なったように、日によって長さや時間帯の違う不払残業時間をどのように分析するかという問題である。労働者それぞれによって違う長さや時間帯の特徴や傾向を見出すことは、不払労働問題の実態解明についての何らかの手がかりになると考えられる。しかし、個人によって異なる長さや時間帯を明示的に分析する方法はまだない。

第2に、研究者と労働・市民団体との連携の重要性である。これは、既存の政府統計を利用した分析では限界があり、また問題が絶えず覆い隠されるという不払残業問題の性質上、新たな調査研究を企画・実施する場合でも、あるいは寄せられる労働相談の分析から労働現場の状況に敏感になる意味においても、労働・市民団体との交流は不払残業時間の実証的研究にとって不可欠であろう。特に不払残業時間について注目すべき市民団体としては、大阪過労死問題連絡会メンバーが中心に2001年6月から活動を開始した「労働基準オンブズマン」がある。不払残業をふくめた労働基準法違反行為に対する告訴・告発の協力、労働相談、等の活動を行っている<sup>12</sup>。また、北海道過労死問題研究会が2004年1月6日に活動を開始した「サービス残業オンブズマン」も注目される。不払残業を中心に広く労働相談あるいは労基法違反に対する告訴・通告の協力、等の活動を行っている<sup>13</sup>。労働組織率20%を切る現在に至っては労働

組合による活動や調査研究をどのように評価すべきは難しい課題であるが、不払残業に対する組合の取組みの動向も見逃さない（例えば戸木田2003、連合2003）。

第3に、国際比較をふくめた地域の視点の必要性である。具体的な地域の観察や地域間の比較から不払残業問題をより深く理解できるからである。水野谷（2000、2001）は、年間実労働時間および不払残業時間の国際比較を試みたが、比較方法に重点があり表面的な数字上の比較にとどまっているので、国際比較統計の背後にある各国の労働慣行や制度あるいは歴史や文化の比較にまでさらに研究を進めなければならない。また、日本全体の傾向や国際比較と並行して、具体的な小地域、例えば北海道の地域の特徴に注目した研究が有効ではないだろうか。しかし、例えば北海道において、研究目的にあった地域統計資料がどの程度整備され、それを利用してどこまでの分析が可能か、そして足りないところをどうやって実態調査するか、等の問題は今後取り組まれるべき重要な検討課題であると思われる。

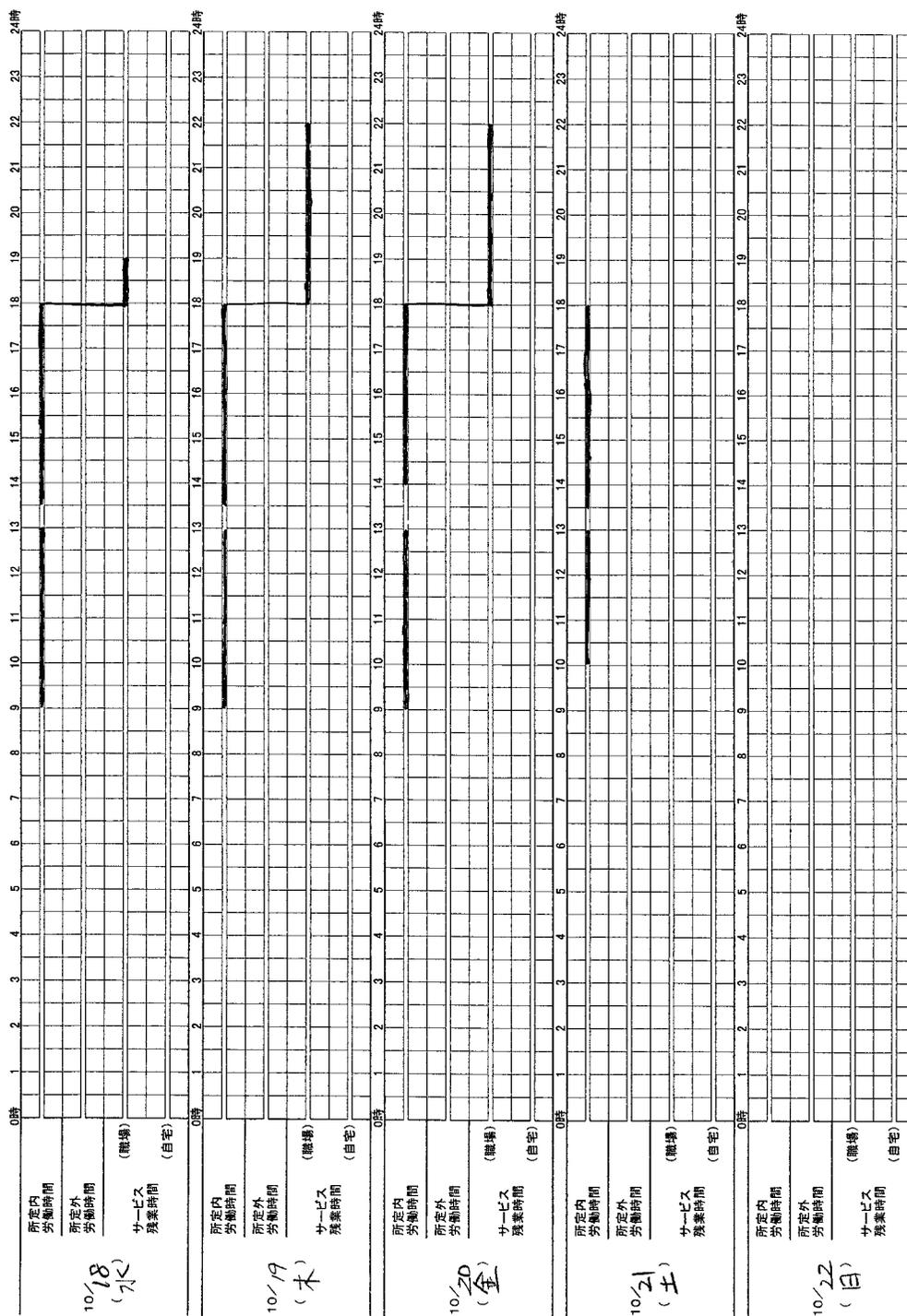
12 労働基準オンブズマン（2002）は、不払残業をめぐる問題を労働法の観点から具体例も交えながら解説しており参考になる。

13 北海道過労死問題研究会事務局（たかさき法律事務所、札幌市中央区）の集計によると、2004年1月6日開始～5月末現在、相談申し込み件数は57件で、その内訳は、通告済1件、通告予定8件、残業代請求事件として受任3件、過労死事件として受任1件、終了（面談、電話相談で終了、本人依頼キャンセル）8件、その他（今後相談予定、相談者からの連絡待ち、連絡不通）36件、となっている。



添付資料1 世帯番号 33 の夫における 1 週間の収入労働時間の回答例 (つづき)

(注: 実際に回答された調査票を筆者が清書して再現した。出所: 2000 年世田谷生活時間調査)



添付資料2 世帯番号33の夫における平日の生活時間の回答例

(注：実際に回答された調査票を筆者が清書して再現した。出所：2000年世田谷生活時間調査)

生活時間調査票

平日用(午前) 記入年月日 2000年10月 17 日 (火曜日) 夫・妻 (○印をつけて下さい)

生活行動	0:00		1:00		2:00		3:00		4:00		5:00		6:00		7:00		8:00		9:00		10:00		11:00		12:00					
	15	30	45	15	30	45	15	30	45	15	30	45	15	30	45	15	30	45	15	30	45	15	30	45	15	30	45			
1. 睡眠	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←		
2. 食事																														
3. 身のまわり																														
4. 医療																														
5. 休息																														
6. 勤務																														
7. 家での仕事・内職的労働																														
8. 通勤																														
9. 食事の準備																														
10. 食事のあと片付け																														
11. 掃除・住生活管理																														
12. 洗濯・衣生活管理																														
13. 世話・介護																														
14. 買い物(親戚との、もてなしを伴う家事、つきあい)																														
15. 育児・教育																														
16. 買物																														
17. テレビ・ラジオ																														
18. 新聞・雑誌																														
19. 読書																														
20. 趣味・娯楽																														
21. 学習・研究																														
22. スポーツ																														
23. 仲間・家族との関わり																														
24. つきあい・交際																														
25. 社会的活動																														
26. 信仰・宗教的活動																														
27. 移動(通勤を除く)																														
28. 車の管理																														
29. その他(具体的に)																														

生活(行動)の場所  
 1. 玄関・庭・ベランダ  
 2. トイレ・風呂・洗面所  
 3. 台所・家事室  
 4. リビング・ルーム(居間)  
 5. 寝室・子ども部屋  
 6. 夫妻の部屋・書斎等  
 7. その他具体的に自宅の近辺・近隣の家  
 8. 知人・友人・親類の家  
 9. 職場及び仕事の関係で行った先  
 10. 商店・飲食店・各種サービス施設  
 11. 娯楽・教育・文化・体育施設  
 12. 移動及び待ち時間  
 13. その他具体的に

一緒にいた人の分類  
 イ. 1人きり  
 ロ. おおやけの場で1人  
 ハ. 配偶者と子どもと  
 ホ. 子どもと  
 ヘ. その他の同居家族と  
 ト. 同居でない親・きょうだい・親類の人と  
 チ. 知所の人と  
 ツ. 友人・知人と  
 ス. サークルや団体等の人と  
 ル. 仕事の関係の人と  
 ラ. その他具体的に

添付資料2 世帯番号 33 の夫における平日の生活時間の回答例 (つづき)

(注: 実際に回答された調査票を筆者が清書して再現した。出所: 2000 年世田谷生活時間調査)

平日用 (午後)

生活行動	0:15		1:00		2:00		3:00		4:00		5:00		6:00		7:00		8:00		9:00		10:00		11:00		12:00		
	15	30	45	15	30	45	15	30	45	15	30	45	15	30	45	15	30	45	15	30	45	15	30	45	15	30	45
1. 睡眠																											
2. 食事																											
3. 身のまわり																											
4. 医療																											
5. 休息																											
6. 勤務																											
7. 家での仕事・内職的労働																											
8. 通勤																											
9. 食事の準備																											
10. 食事のあと片付け																											
11. 掃除・住生活管理																											
12. 洗濯・衣生活管理																											
13. 世話・介護																											
14. 親戚とのつきあひ																											
15. 育児・教育																											
16. 買物																											
17. テレビ・ラジオ																											
18. 新聞・雑誌																											
19. 読書																											
20. 趣味・娯楽																											
21. 学習・研究																											
22. スポーツ																											
23. 団らん・家族との関わり																											
24. つきあひ・交際																											
25. 社会的活動																											
26. 信仰・宗教的活動																											
27. 移動 (通勤を除く)																											
28. 車の管理																											
29. その他 (具体的に)																											

生活 (行動) の場所

1. 玄関・庭・ベランダ  
2. トイレ・風呂・洗面所  
3. 台所・家事室  
4. リビングルーム (居間)  
5. 寝室・子ども部屋・夫妻の部屋・書斎等  
6. その他具体的に  
7. 自宅の近辺・近隣の家  
8. 知人・友人・親類の家  
9. 職場及び仕事の関係で行った先  
10. 商店・飲食店・各種サービス施設  
11. 娯楽・教育・文化・体育施設  
12. 移動及び待ち時間  
13. その他具体的に

一緒にいた人の分類

イ. 1人まり  
ロ. おおけの場で1人  
ハ. 配偶者と  
ホ. 配偶者と子ども  
ヘ. 子ども  
ト. その他の同居家族と同居でない親・きょうだい・親類の人と  
チ. 近所の人と  
リ. 友人・知人と  
ス. サークルや団体等の人と  
ル. 仕事の関係の人と  
ヲ. その他具体的に

添付資料3 世帯番号33の妻における1週間の収入労働時間の回答例

(注：実際に回答された調査票を筆者が清書して再現した。出所：2000年世田谷生活時間調査)

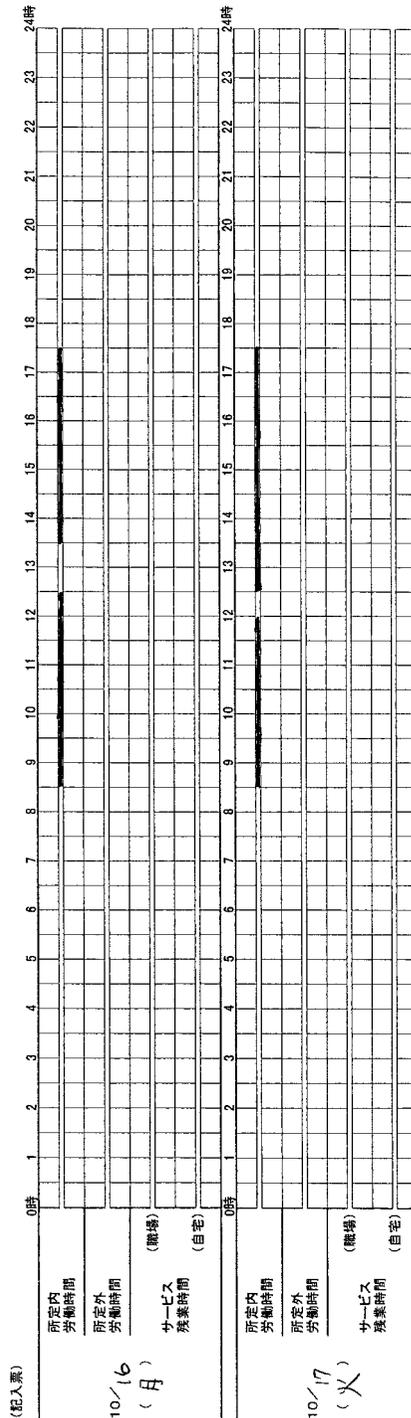
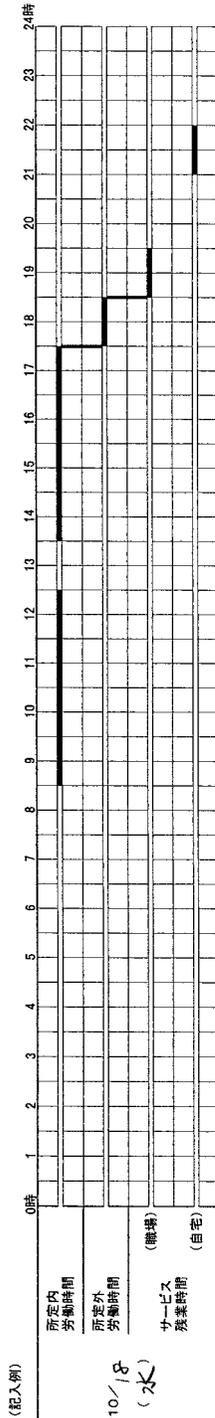
あなたの収入労働時間についてお尋ねします。

1週間の収入労働時間のうち、①所定内労働時間(就業規則で決められた労働時間)、②所定外労働時間(割増賃金支払いのある残業・早出)、③サービス残業時間(賃金支払いのない残業・早出)、をどれくらいしましたか。記入例を参考に、各曜日について記入表に書き込んでください。サービス残業時間の記入は、それをした場所(職場か自宅)ごとに分けてください。

\* 連続する1週間であれば必ずしも月曜日から始めなくても結構です。日と曜日を自分で書き込んでください。仕事の無い日は、何も書き込まないでください。

\* 賃金支払いのある休日出勤をした場合、②所定外労働時間に記入し、「休日出勤」と書き込んでください。

\* 帰宅後に仕事に関わる作業で費やした時間などもサービス残業(自宅)に含めてください。



10/17 (火)

添付資料3 世帯番号33の妻における1週間の収入労働時間の回答例(つづき)

(注:実際に回答された調査票を筆者が清書して再現した。出所:2000年世田谷生活時間調査)

0時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24時	
所定内労働時間																									
所定外労働時間																									
サード残業時間																									
(職場)																									
(自宅)																									
0時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24時	
所定内労働時間																									
所定外労働時間																									
サード残業時間																									
(職場)																									
(自宅)																									
0時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24時	
所定内労働時間																									
所定外労働時間																									
サード残業時間																									
(職場)																									
(自宅)																									
0時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24時	
所定内労働時間																									
所定外労働時間																									
サード残業時間																									
(職場)																									
(自宅)																									
0時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24時	
所定内労働時間																									
所定外労働時間																									
サード残業時間																									
(職場)																									
(自宅)																									

10/18 (水)

10/19 (木)

10/20 (金)

10/21 (土)

10/22 (日)

添付資料 4 世帯番号 33 の週における平日の生活時間の回答例

(注：実際に回答された調査票を筆者が清書して再現した。出所：2000年世田谷生活時間調査)

生活時間調査票

平日用(午前) 記入年月日 2000年10月17日(火曜日) 夫・妻 (○印をつけて下さい)

生活行動	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00
1. 睡眠	←												
2. 食事				5分									
3. 身のまわり													
4. 医療													
5. 休息													
6. 勤務													
7. 家での仕事・内職的労働													
8. 通勤													
9. 食事の準備													
10. 食事のあと片付け													
11. 掃除・住生活管理													
12. 洗濯・衣生活管理													
13. 世話・介護													
14. 習い事・趣味・その他													
15. 育児・教育													
16. 買物													
17. テレビ・ラジオ													
18. 新聞・雑誌													
19. 読書													
20. 趣味・娯楽													
21. 学習・研究													
22. スポーツ													
23. 団らん・家族との関わり													
24. つきあい・交際													
25. 社会的活動													
26. 信仰・宗教的活動													
27. 移動(通勤を除く)													
28. 車の管理													
29. その他(具体的に)													

生活(行動)の場所

- 1. 玄関・庭・ベランダ
- 2. トイレ・風呂・洗面所
- 3. 台所・キッチン
- 4. リビング・ルーム(居間)
- 5. 寝室・子ども部屋・夫妻の部屋・書斎等
- 6. その他具体的に自宅
- 7. 自宅の近辺・近隣の家
- 8. 知人・友人・親類の家
- 9. 職場及び仕事の関係で行った先
- 10. 商店・飲食店・各種サービス施設
- 11. 娯楽・教育・文化・体育施設
- 12. 移動及び待ち時間
- 13. その他具体的に

一緒にいた人の分類

- イ. 1人きり
- ロ. おおやけの場で1人
- ハ. 配膳者と
- ニ. 配偶者と子どもと
- ホ. 子どもと
- ヘ. その他の同居家族と同居でない親・きょうだい・親類の人と
- チ. 近所の人と
- リ. 友人・知人と
- ス. カークルや団体等の人と
- ル. 仕事の関係の人と
- ラ. その他具体的に

添付資料 4 世帯番号 33 の妻における平日の生活時間の回答例 (つづき)

(注: 実際に回答された調査票を筆者が清書して再現した。出所: 2000 年世田谷生活時間調査)

生活行動	平日用 (午後)												
	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00
1. 睡眠													
2. 食事													
3. 身のまわり													
4. 医療													
5. 休息													
6. 勤務													
7. 家での仕事・内職的労働													
8. 通勤													
9. 食事の準備													
10. 食事のあと片付け													
11. 掃除・住生活管理													
12. 洗濯・衣生活管理													
13. 世話・介護													
14. 車・自転車・バイク等の運転													
15. 育児・教育													
16. 買物													
17. テレビ・ラジオ													
18. 新聞・雑誌													
19. 読書													
20. 趣味・娯楽													
21. 学習・研究													
22. スポーツ													
23. 団らん・家族との関わり													
24. つきあい・交際													
25. 社会的活動													
26. 信仰・宗教的活動													
27. 移動 (通勤を除く)													
28. 車の管理													
29. その他 (具体的に)													

生活 (行動) の場所

- 1. 玄関、庭、ベランダ
- 2. トイレ、風呂、洗面所
- 3. 台所、キッチン
- 4. リビングルーム (居間)
- 5. 寝室、子ども部屋、夫妻の部屋、書斎等
- 6. その他具体的に
- 7. 自宅の近辺・近隣の家
- 8. 知人、友人、親類の家
- 9. 職場及び仕事の関係で行った先
- 10. 商店、飲食店、各種サービス施設
- 11. 娯楽、教育、文化、体育施設
- 12. 移動及び待ち時間
- 13. その他具体的に

一緒にいた人の分類

- イ. 1人きり
- ロ. おおやけの場で1人
- ハ. 配膳者と
- ホ. 子どもと
- ヘ. その他の同居家族と
- ト. 同居ではない親、きょうだい、親類の人と
- チ. 近所の人と
- リ. 友人、知人と
- ス. サークルや団体等の人と
- ル. 仕事の関係の人と
- ラ. その他具体的に

## 参考文献

- 天野寛子・伊藤セツ・森ます美・堀内かおる・天野晴子共著(1994)『生活時間と生活文化』光生館
- 伊藤セツ・天野寛子・森ます美・大竹美登利(1984)『生活時間：男女平等の家庭生活への家政学的アプローチ』光生館
- 伊藤セツ・天野寛子共編(1989)『生活時間と生活様式』光生館
- 伊藤セツ・天野寛子・李基栄(2001)『生活時間と生活意識——東京・ソウルのサラリーマン夫妻の調査から』光生館
- 内海義夫(1962)『労働時間の理論と問題』日本評論社
- 内海義夫(1975)『労働時間と労働組合』労働旬報社
- 大沢真理(2002)『男女共同参画社会をつくる』日本放送出版協会
- 大須賀哲生・下山房雄(1998)『労働時間短縮——その構造と理論——』御茶の水書房
- 大竹美登利(1997)『大都市雇用労働者夫妻の生活時間に見る男女平等』近代文芸社
- 小倉一哉(2003)「労働時間」永山武夫編『新版労働経済』ミネルヴァ書房, pp.125-150
- 小野旭(1991)「統計より200時間多い日本の労働時間」『エコノミスト』12月16日号, pp.74-77
- 川人博(1992)『過労死社会と日本：変革へのメッセージ』花伝社
- 木村英彦(2002)「1990年代におけるサービス残業の変容」『政経研究』, 第77号, pp.104-116
- 経済企画庁(1991)『個人生活優先社会をめざして』大蔵印刷局
- 隅谷三喜男(1976)『労働経済論(第二版 経済学全集22)』筑摩書房
- 社会経済生産性本部社会労働部編(2003)『裁量労働制と労働時間管理に関する調査報告』生産性労働情報センター
- 清山玲(2003)「労働時間と社会政策」石畑良太郎・牧野富夫編『新版 社会政策』ミネルヴァ書房, pp.65-95
- 通産省産業政策局(1992)『時短リストラの時代』通産産業調査会
- 戸木田嘉久(2003)「サービス残業根絶運動の今日的重要性」『労働運動』5月号, pp.18-34
- 徳永芳郎(1994)「働き過ぎと健康障害」経済企画庁経済研究所『経済分析』第133号
- 中丸素明(2003)「ただ働き合法化を狙う裁量労働の拡大」『労働運動』5月号, pp.46-53
- 西岡幸泰編集代表(1988)『現代の労働時間問題(社会政策学会年報第32集)』御茶の水書房
- 藤本武(1963)『労働時間(岩波新書481)』岩波書店
- 藤本武(1987)『今日の労働時間問題(労働科学叢書81)』労働科学研究所出版部
- 藤本武(1990)『国際比較 日本の労働者』新日本出版社
- 藤本武(1991)『世界から見た賃金・労働時間』新日本出版社
- 福島利夫(1994)「日本の労働時間の推計」『統計学』経済統計学会, 第66号
- 本田淳亮・森岡孝二編(1993)『脱「サービス残業」社会——いま日本の働き方を考える』労働旬報社
- 水野谷武志(2000)「労働時間・生活時間の国際比較」, 岩井浩・福島利夫・藤岡光男編『現代の労働・生活と統計』北海道大学図書刊行会, 157-190頁
- 水野谷武志(2001)「先進諸国における不払残業時間の国際比較」『統計学』, 経済統計学会, No. 81, pp.35-47
- Mizunoya, T. (2001), *Trends in U.S. Working Hours Since the 1970s*, Occasional Paper No. 6, Japan Statistics Research Institute, Hosei University, Tokyo.
- 水野谷武志・粕谷美砂子・齋藤ゆか・伊藤純・天野晴子・斎藤悦子・松葉口玲子・天野寛子・伊藤セツ(2002)「東京都世田谷区在住雇用労働者夫妻の生活時間——2000年調査——調査方法および主な結果の考察」『日本家政学会誌』Vol.53, No. 9, pp.877-885
- 水野谷武志(2004)「ジェンダー統計視点による労働時間分析——労働時間の「二極化傾向」の再検討」『統計学』経済統計学会, 第86号, pp.20-30
- 三富紀敏(2003)「J B.ショアーへの批判と反批判——アメリカの労働時間論争に学ぶ——」『経済研究』静岡大学, 8巻3号
- 森岡孝二(1995)『企業中心社会の時間構造——生活摩擦の経済学——』青木書店
- 山本潔(1982)『日本の賃金・労働時間』東京大学出版会
- 労働基準オンブズマン(2002)『しない・させない サービス残業』旬報社
- 労働時間問題研究会編(1987)『労働時間の短縮への提言』第一書林
- 連合総合生活開発研究所(2001.3)『「1週間単位」

非定型的変形労働時間制」に関する調査研究報告書』(労働省平成12年度委託調査)  
連合総合労働局(2003.10)『適正な労働時間管理の  
取り組み事例集～不払い残業撲滅にむけて～』  
鷺谷徹(2000)「学校教員の労働と生活(第1報,  
第2報,第3報)——生活時間調査結果から」  
『労働科学』第76巻,第6,7,8号

〔付記〕本稿は,2004年2月27日に北海学園大学  
で開催された社会政策学会北海道部会,および  
2004年5月14日にたかさき法律事務所(札幌市中  
央区)で開催された北海道過労死問題研究会,での  
報告にもとづいている。